

第5章 山形県における集落営農の特徴と今後の課題

山形大学農学部 角田 毅

1. 山形県に於ける集落営農の動向

平成19年8月3日に農林水産省より公表された「品目横断的経営安定対策加入申請状況」によると、山形県では191の集落営農組織が加入申請を行った(第1表)。秋田、岩手、宮城と比較してその数は少ないが、集落営農1経営体当たりの平均経営面積は約73haと東北の中で最も大きいことが特徴である。

第1表 水田経営所得安定対策加入申請状況

	実数		面積			集落営農 1経営体 当たり平均経営 面積(ha)
	認定農業 者数	集落営農 組織	認定農業 者数	集落営農 組織	集落営農 の占める 割合(%)	
青森	2508	87	21720	4870	18.3	56.0
岩手	1852	326	17400	16656	48.9	51.1
宮城	2323	434	20141	21516	51.7	49.6
秋田	5298	483	41314	17511	29.8	36.3
山形	4722	191	34265	13913	28.9	72.8
福島	1591	56	12395	1412	10.2	25.2

資料：農林水産省（平成19年8月3日公表）

県内の地域別に集落営農の存在状況をみると、県全体の約60%が平場水田地帯である庄内地方に集中し、さらに25%が、さくらんぼ等果樹作の盛んな村山地域にある(第2表)。こうした地域では昭和旧村単位で数百haの規模を持つ集落営農が複数設立されている。

そこで本報告では、山形県内で集落営農が最も多く設立された庄内地域の酒田市を対象に、その特徴と課題について検討する。

第2表 山形県における地域別集落営農数

	集落営農数			
	計	特定農業団体数	農作業受託組織数	特定農業法人数
村山	51	5	46	0
最上	1	1	0	0
置賜	29	5	23	1
庄内	115	102	9	4

注. 平成19年7月現在.

2. 庄内地域における農業の特質と組織化

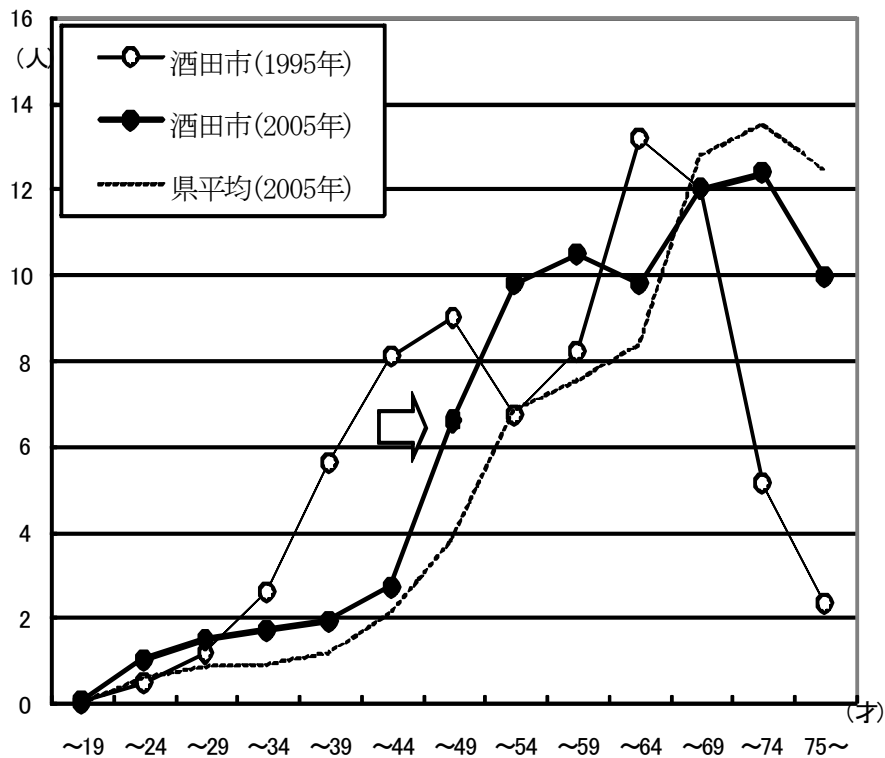
庄内地域は、山形県北西部に位置し、古くからわが国有数の稲作地帯として知られてきた。庄内地域の農業における主要な特徴を統計等により概観すると、以下の諸点をあげることができる。(表3)(第1図)

第3表 庄内地域における農業の特徴(2005年)

	1戸あたり経営耕地面積(ha)	経営耕地規模別農家割合(%)			稲単作経営割合(%)	100戸あたり認定農業者数(人)	39歳未満基幹的農業従事者のいる農家割合(%)	主として農業に従事する後継者がいる農家割合(%)
		3～5ha	5～10ha	10ha～				
山形県	211	13.2	7.6	1.2	56.1	14.8	3.7	6.2
庄内地域	304	23.8	14.0	2.0	71.7	27.7	4.4	6.7
酒田市	309	29.4	13.5	1.5	60.7	24.7	6.2	7.7
三川町	372	35.3	21.5	1.4	87.7	38.6	3.4	9.4

資料. 2005年農林業センサス等.

まず、1戸当たり経営耕地面積は山形県平均が約2haであるのに対し、庄内では3ha強と、1ha以上も大きい。経営耕地規模別農家割合をみると、3～5ha層の中規模層が全体の約24%をしめ、山形県平均を10%程度上回っており、加えて5～10ha層、10ha以上層も相対的に厚く存在している。また、100戸当たりの認定農業者数も約28人と県平均(約15人)を大幅に上回っている。一方、基幹的農業従事者の年齢構成をみると、65歳以上のしめる割合が47%と県平均(54%)に比べればやや低いですが、やはり農業労働力の高齢化が進展している。また、39歳以下の基幹的農業従事者のいる農家割合はわずか4%にすぎず、主として農業に従事する後継者がいる農家割合も約7%程度にとどまっている。



第1図 年齢別基幹的農業従事者 (男子・100戸あたり)
資料：各年次農林業センサス

このように、当該地域では、現段階においても中規模層が厚く存在し、担い手と目される認定農業者も依然として非常に高い割合で存在している。しかしながら、他地域と同様に担い手の高齢化は相当進行しており、また次世代を担う若い農業後継者の数は、非常に低水準にとどまっている。したがって、このままの状況で推移すれば、当該地域においても担い手不足が今後深刻な局面を迎える可能性があるものと考えられる。

3. 酒田市における集落営農組織の形成とその意義

(1) 酒田市における水田経営所得安定対策への対応

酒田市では、おおむね昭和旧村（以下「地区」と表記）を単位に地域農業のマネジメント機能を有する組織（農業振興協議会）が存在している。この度の所得安定対策に対してどのように対応するかは、農協その他の関係機関の支援のもと、基本的には、この協議会の範囲で話し合いが行われた。その結果、各地区で設立された集落営農は第4表に示すとおりである。

第4表 酒田市における各地区の集落営農と農業の概要

地区	類型	集落営農数	経営規模別農家割合(%)			複合農家割合(%)	備考
			4 ha以上	4～2 ha	2 ha以下		
1	集落	7	44	27	29	23	
2	集落	7	36	34	30	9	
3	集落	14	33	43	24	11	
4	地区+集落 ^注	4	32	30	38	23	
5	集落	3	31	33	36	55	一部砂丘地
6	地区	1	31	44	26	36	
7	地区	1	30	44	26	11	
8	集落	6	27	46	27	13	
9	地区+集落 ^注	1	20	29	52	77	砂丘地中心
10	地区	1	18	47	35	33	
11	地区	1	14	40	46	17	

資料：2005年農林業センサスほか。

注．地区4，9はさらに2つの地区に分かれており，それぞれ地区単位，集落単位の対応が取られている。

これによると大観して，地区単位（数百 ha）で集落営農を設立した地区と，地区内の各集落単位で対応（集落営農か認定農業者）した地区の2つのパターンがある。そしてそれは，砂丘地帯で園芸作物に力点を置く地区を除くと，おおむね4 ha 以上の中規模層以上が相対的に厚く存在する地区では集落単位で，相対的に4 ha 以下層が多い地区では，地区単位で集落営農が設立された傾向がみてとれる。

そこで，次に地区単位で集落営農を設立したA地区（表中の6地区）と，集落単位で対応が行われたB地区（表中の1地区）について，立ち入って検討する。

（2）地区全体での大規模集落営農の設立—A地区の事例

1）A地区の概要

A地区は，水稻を基幹とし，転作は大豆が主流をしめる。当該地区は昭和旧村の単位で，14の集落からなり，地区全体の農家戸数は約200戸，耕地面積は約600haにおよぶ。2005年センサスによると，1戸当たり経営耕地面積は約320aと山形県平均（210a）を大きく上回り，4 ha 以上の占める割合も高く，認定農業者は約70名確保されている。

当該地区でも，かつて水稻集団栽培が行われており，これまで水稻作にかかわる組織化がとりわけ熱心に取り組みされてきた。近年でも，地区全体を範囲とする①カントリー利用組合，②無人ヘリ防除組合，③大豆の作業受託組織（収穫作業）など，多様な組織が設立されてきた。

2）集落営農の方向

こうした認定農業者が多数存在するA地区で集落営農が検討された主な理由は以下の点

にある。まず、将来の米価下落に対する担い手の強い危機感である。当該地域の関係機関が行ったシミュレーション分析によると、米価水準が仮に1万円程度になった場合、認定農業者としての所得目標（約400万円）をクリアするためには、経営規模を約13haまで拡大する必要がある、との結果が得られた。差し当たって農地の流動化がそれほど急激に見込めない当該地区においては、層をなして存在する3～4ha規模の経営といえども、そこまでの規模拡大を実現することは困難をとまなうことである。そこで、米価下落に対抗するためには、個別経営での対応では限界もあり、機械利用の共同化等を一層推進すること等によって何とかコスト削減を図っていく必要がある、という意識が地区の農家の間で共有されることとなった。

加えて、当該地区においても高齢化が進行し、後継者不足等で将来の農業経営に不安を抱く農家が近年増加し、その解決の方向の1つとして、集落営農が志向されることとなった。また、当該地区の転作は大豆が大半を占めることから、所得安定対策にできるだけ加入する必要がある。しかし、仮に少数の認定農業者のみが担い手となれば、これまで連続と築かれてきた集落内の関係が崩れてしまうことが危惧されたのである。

3) 集落営農の具体像

地区内での話し合いの結果、地区全体で、約600haの水田面積を擁する特定農業団体を立ち上げることとなった。その理由は、まず、現状の集落を単位とすると、面積が20haに満たないところや担い手がないところが数集落あるためである。また当該地区では集落間の出作、入り作が多いため、集落を単位とした場合、集落営農と認定農業者の共存が困難になる可能性がある。こうした問題を緩和するためには、地区一本にした方がまとまりやすくなる、という考えからである。

その結果、2006年秋に、地区全体でほぼ100%に近い合意を得て、まず農用地利用改善組合を設立し、その後集落座談会等を経て、2007年初めに、約600haの規模を有する特定農業団体を設立した。

(3) 集落単位での対応—B地区の事例

1) B地区の概要

一方、B地区の耕地面積も約600ha、農家戸数は150戸で、11の集落からなる。1戸当たり経営耕地面積は約400aとA地区よりさらに大きく、認定農業者も約60人程度存在している。当該地区もA地区と同様に、カントリー利用組合や大豆の転作組織、とりわけ稲作における数戸単位でのコンバイン共同利用組織など、多様な組織化が図られてきたことが特徴である。

2) 集落営農の具体像

当該地区では、A地区のように出入り作や担い手不在集落の存在がそれ程大きな問

題ではなく、また小規模層がほとんど離農し、認定農業者しかいない集落が1／3を占めていたこともあり、当面は各集落単位で所得安定対策への対応を決めることとなった。その結果、11集落のうち、認定農業者のみでの加入申請が4集落、集落営農のみが2集落（約30ha、50ha）、その他の5集落は集落営農（約20ha～50ha）と認定農業者が併存するかたちとなった。

3) 所得安定対策による影響と方向性

以上のような形態が選択されたB地区での所得安定対策の影響は以下の点にある。

まず、これを契機に担い手に農地が集約された集落（1集落）がある。当該集落には認定農業者が3名、また小規模農家も数戸存在したが、集落の農地面積が約10haと小さいことから、方向について検討が行われ、その結果若年の担い手1名に農地を集約し、それ以外の農家（認定農業者2名を含む）は離農するという選択が行われたのである。

また、集落全体で組織化がまとまった集落（2集落）は、もともと集落全体でコンバインの共同利用を行うなど、まとまりの良い集落であった。今回集落営農を結成したことにより、来年度をメドに田植機の共同利用を開始するなど、段階を追って法人化に向けた取組を開始する予定である。

一方、当該地区では、昨年度まで9つの大豆転作組合があったが、今年度からその大半が解散し、集落営農組織に吸収されることとなった。その中で、それまで他集落の転作を受託していた組織では、今年度受委託契約を解消し、また別の組織では集落内の認定農業者のみで対策に加入することとなったため、転作組織を解消し、個別に対応せざるをえなくなるなど、この度の対策によって個別認定農業者か集落営農かの二者択一を迫られたことにより、これまでの展開を方向転換せざるを得ない状況も生じてきていることに留意しておく必要がある。

以上のように酒田市では、集落営農組織が結成されたばかりという段階であり、今後の法人化を視野に入れて、組織の発展をいかに図っていくかが、これから早急に検討していかなければならない課題となっている。そこで次に、酒田市に設立された集落営農の今後の展開方向に関して示唆を得ることを目的に、隣接する三川町でいち早く法人化を図ったC農場を対象にとりあげ、その実態と課題を考察する。

4. 特定農業法人の設立の意義と課題

(1) 組織の概要

C農場のある三川町は酒田市に隣接する平場水田地帯であり、酒田市とほぼ同様の農業構造を有している。C農場の位置する集落は、農地面積約80haであり、上述のA地区で将来検討されている法人化の規模（100ha前後）とほぼ同様の規模である。昨年までの農家戸数は30戸強であり、そのうち認定農業者は10名程度となっている。

C農場は2007年春に結成された農事組合法人である。現在の経営規模は約40haに加え水稲の収穫作業の受託が約18haである。主要作物は水稲、大豆、枝豆である。当農場の構成員は4名で、うち認定農業者は3名である。その経営概要は第5表に示すとおりである。年齢は50～60代、経営規模は3～7ha（いずれも昨年度の数値）である。その他臨時雇用として集落の住民（委託農家）を6名程度雇用している。

第5表 C農場における構成員の経営概況

構成員	役職	年齢	経営規模	作目構成
1	代表理事	50代後半	720a	水稲(600)＋大豆(120)＋ハウスイチゴ ^コ ＋野菜＋柿(10)
2	理事	60代前半	340a	水稲(260)＋大豆(74)＋柿(20)
3	理事	50代後半	430a	水稲(340)＋大豆(90)＋柿(50)
4	会計	50代前半	450a	水稲(350)＋大豆(100)＋柿(50)

注. 1) 作目構成は法人化以前のもの。

2) 作目構成の括弧内は面積(a)，柿については本数。

(2) 組織化の歴史

当集落においても1960年代に水稲の集団栽培が進められたが、1970年代前半に30a区画の基盤整備が行われたのを契機に、育苗、田植え、トラクター作業を共同で行う機械利用組合が結成された。その後トラクターの共同利用組織と田植えの共同作業組織（田植組合）に分化し、そのまま崩壊することなく継続されてきた（概要は第6表参照）。

第6表 法人設立前の作業受託組織

名称	設立年次	構成戸数	作業内容	作業面積	機械装備
機械利用組合	1974年	14戸	耕起、代かき	36ha	トラクタ60ps 2台(H3) トラクタ40ps 1台(H7)
田植組合	1974年	11戸	育苗、田植	24ha	6条田植機3台(H8)
カントリー利用組合	1991年	163戸		340ha	
集団営農組合	1991年	23戸	刈り取り	50ha	4条コンバイン3台(H9)
大豆生産組合	2000年	6戸	大豆作業	9ha	大豆コンバイン1台定植機、 収穫関連機械
枝豆生産組合	2001年	6戸	枝豆作業	2ha	

注. カントリー利用組合の構成戸数、面積は地域全体のものである。

さらに、1990年代にはいと、カントリー設立に伴い、カントリー利用組合が結成され、当該集落においても刈り取り組織がつけられた。また、2000年代では、大豆の

受託組織、枝豆の受託組織が設立された。

このように、当集落では法人設立以前に、水稻部門、転作部門の双方で組織化が図られ、それぞれの農家はそれぞれの意思で必要な組織に参加し、作業の効率化や低コスト化を図ってきたのである。

(3) 組織化による集落農業の変化

そうした中、2002年頃からこうした重層的な組織を再編して一本化し、より効率的な農業を目指そうとする考えのもと、集落の農家間で話し合いが続けられてきたが、この度の品目横断の施行を1つのきっかけとして、法人化が行われた。

当初は集落の主要な担い手がおおむね参画するような組織が目指されたが、最終的には法人の構成員は4名となり、法人に参加しない認定農業者が8名（申請予定者2名を含む）、その他の小規模農家9戸が残ることになった。こうして、集落の農家戸数は、当該法人の設立を契機にそれまでの33戸から17戸へと半減した。

(4) 収益配分の方法

当該法人の主な収入は、農産物販売収入、作業受託料金、助成金を加えたものである。一方主な支出として、生産に関わる資材等の他、借地料（地域の標準料金である23,000円/10a）、さらに構成員と臨時雇用に対する賃金（構成員には時給約900円程度）が支払われる。構成員1人当たりの年間所得は、今のところ賃金としておおむね200～250万円程度、それに地代収入を加えた額となる見込みである。

(5) 法人化によるメリットと今後の課題

構成員が評価する法人化のメリットを摘記すると以下の通りである。

まず、「家族をあてにしない農業ができる」という点である。庄内地域ではいわゆる「ワンマンファーム」とよばれる男性労働力1人のみで営まれる経営が多いという特徴を有するが、当法人の構成員の妻の農業従事は手伝い程度（主として家事に従事）であり、また後継者も地元で恒常的勤務に就き、今のところ農業従事の予定は立っていない。こうした中で他の構成員と協業できるメリットを感じ、また将来法人化したことにより、集落内の誰かが経営を継承して行って欲しいと考えている。

次に、法人化したことによって労働意欲が一層増大したことがあげられる。これまでの機械利用組合等では、作業した時間分の賃金しかもらえなかったが、法人化したことにより、経営の仕方次第によっては経営者報酬等が得られるため、作業の効率化により努めるようになった。

一方、現在抱える課題としては、まず、土地利用上の問題があげられる。法人設立以前は集落全体でブロックローテーションを行うなど、集落の合意にもとづく合理的な土地利用がなされていた。しかし、集落で当該法人と認定農業者が併存するようになったこと等により、集落全体での土地利用の調整が中断することとなった。

また、法人化によって新たに機械等への投資がかさんだこと等もあり、現状では構成員の所得がそれ程高くない水準にあることである。今後は新規作物の導入や販売ルートの開拓などを図っていくことが検討されている。しかし現在のところ、構成員の労働時間は一月に 220 時間程度となっており、現有労働力のみでは対応が難しい面もある。構成員の妻や集落の女性労働力等を積極的に活用していくことが望まれる。

5. おわりに

以上、認定農業者が層をなして存在する庄内地域における集落営農設立の意義と今後の課題について、平場水田地帯におけるいくつかの典型事例の考察をもとに検討を行った。

庄内地域における集落営農設立の動きは、所得安定対策にできるだけ加入するという要因に加え、昨今の米価下落や後継者不足などに対抗するために、担い手自らが「地域農業再編」について考えざるを得ないという状況にあったことも影響していると考えられる。庄内地域で近年形成されてきた組織をベースとすることにより、生産性の高い農業を実現していくことが求められている。

〔参考文献〕

- 〔1〕 中村勝則「東北・庄内地域における地域農業再編の特質と「共生」構造」平野編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会，2006年。
- 〔2〕 安藤光義編著「集落営農の持続的な発展を目指して」全国農業会議所，2006年。